

裁 決

審査請求人 _____

東京都文京区本郷3-32-7

MSKビル4階手塚法律事務所

上記成年後見人 弁護士 手塚 富士雄

処 分 庁 足立区足立福祉事務所長

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、別添審理員意見書の提出を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対して平成30年2月19日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(交付第1000384号)を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し平成30年2月19日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（交付第1000384号。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第2 事案の概要（収入・無収入申告書、遺産分割申立事件審判書、本件処分通知書等による。）

1 昭和59年11月1日、処分庁は、請求人に対し法による保護を開始した。

2 平成29年7月24日、請求人の成年後見人である手塚富士夫弁護士（以下「手塚弁護士」という。）から、処分庁に対し、請求人の叔父である亡_____さん（平成27年6月26日死亡。以下「本件被相続人」という。）の相続に係る審判（_____家庭裁判所、平成_____年（_____）第_____号・遺産分割申立事件、平成_____年____月____日審判。以下「本件審判」という。）により、請求人に対し、代償金325,000円（以下「本件代償金」という。）が支払われる旨の同審判の審判書（以下「本件審判書」といい、同審判における遺産分割を「本件遺産分割」という。）の写し及び同事件に係る手塚弁護士作成の収支一覧表が提出された。

なお、本件審判書の記載によれば、手塚弁護士が同事件の請求人の法定代理人成年後見人となっていた。

3 平成29年7月28日、処分庁は、手塚弁護士から、同年2月6日に、同弁護士名義の預金口座（管理口座）に本件代償金が振り込まれたことを示す、同預金口座の取引履歴の写しの提出を受けた。

4 平成30年2月2日、処分庁は、手塚弁護士から郵送により、請求人の成年後見人としての手塚弁護士が請求人のために作成した、請求人を申告者とする平成29年2月分の収入について、本件代償金の収入があったものの、必要経費（成年後見人報酬（1年分））として372,338円を要したことから、同月分の差引手取収入

は△47,338円であったとする、平成30年2月1日付けの収入・無収入申告書（以下「本件申告書」という。）の提出を受けた（なお、本件申告書は平成29年1月分から6月分に係るものであるが、収入があったのは同年2月分のみであるとしている。）。

- 5 平成30年2月19日、処分庁は、法63条の規定に基づき、本件代償金に係る資力の発生日を本件審判の日の翌日である平成____年____月____日とし、本件代償金から上記2の収支一覧表記載の経費計806円（以下「本件経費」という。内訳：後見登記取寄714円、答弁書提出92円。）を控除した後の324,194円（以下「本件収入」という。）について、請求人の収入として認定した上で、返還対象期間を平成28年12月から平成29年1月までとし、返還対象額を324,194円、返還免除額を0円、返還決定額を324,194円、返還決定理由を「遺産相続による」とする処分を決定し（本件処分、内訳は別紙参照。）、請求人に通知した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

- (1) 処分庁は、本件処分において、本件代償金から本件経費（806円）のみを経費として認め、その余の本件収入（324,194円）全額の返還を求めているが、弁護士である手塚弁護士がその業務として本件相続に係る調停手続に参加したことから、本件遺産分割が成立し、本件代償金を得られたにもかかわらず、同弁護士が同手続において要した費用を考慮（控除）していない。
- (2) 現に、手塚弁護士は、本件遺産分割に業として法定代理人成年後見人手塚富士夫名で参加したことなどから、裁判所に対して後見人報酬の付加請求を行ったところ、裁判所は、後見人としての

報酬を372,000円であると決定している。

この中には、当然、手塚弁護士が弁護士として本件遺産分割の
手続に要した費用が含まれているのであるから、処分庁が、本件
収入について、その全額の返還を求めるのは不合理であって、成
年後見制度を理解していない、間違っただ判断というべきである。

- (3) 処分庁は、本件代償金に係る資力発生日を遺産分割確定日（平
成28年12月21日）としているが、本件審判が確定するのは
本件審判書が当事者に送達されてから2週間を経過しなければなら
ず、実際に本件審判が確定したのは、平成29年1月12日であ
り、資力発生日を平成28年12月21日とする処分庁の判断
には、重大な事実誤認ないし法律の解釈の誤りである。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の理由から、本件処分の適法性及び妥当性を主張
している。

本件処分は、請求人に本件代償金が支払われたことから、経費一
覧に計上された本件経費を控除した後の本件収入について、資力の
発生日を本件審判の日の翌日とした上で、平成28年12月から平
成29年1月の間に請求人に対して支弁した、保護費のうち本件収
入に相当する分について返還を求めるものであり、法63条に基づ
き、適法かつ正当に行われたものである。

第4 審査庁の判断

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る
資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の
ために活用することを要件として行われる旨を規定する。

法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であり、法の解釈
及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない
と規定する。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとして規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

さらに、法 6 1 条は、被保護者は、収入その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに保護の実施機関又は福祉事務所長に届け出なければならないとし、法 6 3 条は、被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

この法 6 3 条は、法 4 条 1 項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるに（も）かかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条 3 項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和 46 年 6 月 29 日判決・最高裁判所民事判例集 25 卷 4 号 650 頁）。

- (2) そして、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法 882 条及び 896 条）とされている。
- (3) また、遺産の分割については、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況そ

の他一切の事情を考慮してこれをする（民法906条）とされ、遺産の分割の協議について、共同相続人間に協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる（民法907条2項）とされ、遺産の分割の効力については、相続開始のときにさかのぼってその効力を発生するとされている（民法909条）。

- (4) したがって、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-6（答）(2)参照）。

2 以下、本件について検討する。

(1) 資力の発生時点について

ア 本件審判書によれば、本件被相続人に係る請求人の法定相続分を72分の1とした上で、調停の申立人である本件被相続人の配偶者が請求人に対して、同裁判所の算定した相続財産の価額のうち請求人の法定相続分に相当する金額を代償金として支払う旨の調停に代わる審判（本件遺産分割審判）がなされたことが認められる。

そして、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであるところ（上記1・(4)）、本件被相続人は、平成27年6月26日に死亡していることから（第2・2）、本件遺産分割により生じた請求人の資力は、本件被相続人の死亡日である平成27年6月26日に発生していたこととなる。

なお、請求人が本件遺産分割により取得したのは代償金であるから、本件被相続人から該当財産を取得したものではない

が、共同相続人の地位に基づいて本件遺産分割によって取得した権利であることは明らかであるから、資力の発生日について、相続の日を発生日とすべきことについて、別異に解する理由はないものである。

イ したがって、本件審判が確定した平成29年1月12日までは請求人に資力が発生したとは認められるべきではないとする旨の請求人の主張（第3・1・(3)）は採用することはできない。

他方で、処分庁は、本件処分において、請求人の資力の発生日を本件遺産分割に係る____家庭裁判所の調停に代わる審判の日の翌日である平成____年____月____日としているところ、上記のとおり、本件被相続人の死亡日に請求人には資力が発生しているというべきであるから、この点に関して、法63条の適用に誤りがあったものと認められる。もっとも、法63条の適用においては、被保護者に資力が発生したと認められる日以降に支給された保護費が返還対象となることからすれば、資力の発生日の認定につき上記のように実際の資力発生日よりも遅い日を資力の発生日とする誤りがあったとしても、保護費の返還対象額が増額することにはならないから、これをもって直ちに本件処分を取り消すべき事由とはならないというべきである。

(2) 返還金額について

ア 本件審判書及び関係資料によれば、①本件被相続人の配偶者が、請求人を含む他の法定相続人を相手方として遺産分割の調停（以下「本件遺産分割調停」という。）を申し立てたこと、②本件遺産分割調停の手続を経てなされた____家庭裁判所の調停に代わる審判では、請求人の法定相続分を72分の1とした上で、請求人に遺産の一部（本件代償金）が分割されたこと、③同手続における相手方である請求人については、手塚弁護士が法定代理人成年後見人としてこれに応じていること、④手塚

弁護士は、同手続の業務を含む請求人の平成28年12月1日から平成29年11月30日までの間についての成年後見業務の通常報酬及び特別報酬として、東京家庭裁判所より、平成29年12月21日に372,000円（以下「本件報酬金」という。）の付与決定を受けていることがそれぞれ認められる。

イ そうすると、手塚弁護士が本件遺産分割調停の手続に要した経費のうち相当分を、請求人の資力である本件収入に係る経費として認める余地があることとなるが、処分庁がこれを本件処分に際して十分に考慮したことを認めるに足る証拠は存在しないから、この点において、本件処分には考慮不尽があったといわざるをえない。

もっとも、手塚弁護士は、請求人名義で提出した本件申告書において、通常報酬も含む本件報酬金全額を必要経費として計上しており、本件遺産分割調停の手続に要した経費として裁判所に認定された特別報酬に相当する金額を明らかにしておらず、また、本件審査請求においても当該経費についての金額を具体的に主張していないから、本件報酬金のうち手塚弁護士が請求人の代理人として調停手続を行ったことによる特別報酬として認定された額（平成28年12月1日から平成29年11月30日までの間の通常報酬に相当する額を本件報酬金から控除した額と推測されるが、本件経費が特別報酬に含まれているか否かも不明である。）は全く明らかでなく、処分庁において、本件収入から控除すべき経費の具体的な額を算定することは困難であると認められ、この点については、本件審理手続の終結時までにも結局明らかにならなかったものである。

なお、処分庁から提出された東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部が作成した成年後見人等の報酬額の目安について記載された文書を参考にすると、被成年後見人の財産が1000万円未満の場合の成年後見人の通常報酬の目安額は月額2万円

とされている。仮にこの月額を前提に本件報酬金37万2000円のうち、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの通常報酬に相当する金額を24万円と算定した場合には、これを控除した13万2000円が特別報酬に相当する金額となり、そのうちの相当分を経費として認定する余地があることとなる。しかし、上記のとおり、請求人からは、これらの事情に関する十分な主張、立証がなされていない上、後述のとおり請求人には500万円以上の預金が存在する事情も踏まえると、本件報酬金のうち特別報酬として算定された額を直ちに確定することはできず、当庁において、本件収入から控除すべき必要経費の具体的な額を認定することはできない。

- (3) 以上のとおりであるから、本件審査請求の審理手続において明らかとなった事情に照らすと、本件処分は、返還金額の決定に際して考慮すべきであった事項につき十分に考慮してなされたものとは認めることができないから、取消しを免れない。

念のため付言するに、請求人が本件審査請求に際して審査庁に提出した東京家庭裁判所宛ての本件報酬金に係る報酬付与申立事情説明書の記載によれば、手塚弁護士が管理する請求人の流動資産（後見制度支援信託による信託財産を含まない。）として現預金565万円があるとし、このことから、東京家庭裁判所は本件報酬金を決定したものと推認される。そうすると、請求人は、特段の事情がない限り、同現預金を保有し、相当の資力を有していたことと認めるべきことになるから、本件収入に係る返還金の決定とは別に、請求人に対する法による保護の要否を検討すべきものと考えられるが、同事情は、本件処分の当否を判断する本件審査請求において、その判断の要素として取り上げることは妥当とまでは認められないため、当該事実の指摘に止めるものとする。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年12月18日

審査庁 東京都知事 小池百合子

別紙

返 還 金 額 内 訳 (単位 : 円)

(平成)年・月	支給済保護費	資力認定額	繰越資力額	返還対象金額
28年 12月	217,536	324,194	106,658	217,536
29年 1月	571,725	106,658	0	106,658
計	789,261			324,194